

老朽危険空き家除却支援事業(不良度判定受付開始)

市では、地震などによる倒壊で道路を閉塞する恐れのある老朽化して危険な空き家について、所有者が除却(解体)工事を行う場合に補助金を交付する事業を実施しています。



次の要件を全て満たす住宅が対象です

- ◎現在使用されておらず、今後も使用される見込みのないもの。
- ◎倒壊すれば前面道路等を閉塞し、避難・救助活動に支障をきたす恐れがあるもの。
- ◎空き家判定士が実施する建物の不良度判定(事前調査)で、腐朽・破損などの程度が一定以上であり、市が倒壊の危険性がある空き家として是正指導したもの。

不良度判定(事前調査)

本事業の補助金を受けるためには、事前に空き家判定士による老朽危険空き家に該当するか否かの「不良度判定」の調査を受ける必要があります(不良度判定費用の自己負担金として3千円が必要となります。)

補助金額

除却工事(補助対象工事)費の5分の4以内(最大80万円)を補助します。

市ホームページは

▼こちら

受付(不良度判定)



- 受付期間 6月9日(月)から27日(金)まで(平日:午前8時30分から午後5時15分まで)
- 受付場所 住宅課(市役所2階)
- 申込方法 建物所有者の確認できる書類をご持参のうえ、お申込みください。

申込書類については、住宅課で配布しており、市ホームページでもダウンロードできます

- 申込件数が予定件数を超えた場合の取り扱いについては、不良度判定の結果を参考に緊急度が高い空き家の順に補助金を交付します。
- 不良度判定後のご案内につきましては、お申込の方全員の結果が判明し次第となりますのでお時間を要する場合があります。また、「不良度判定」はお申込から一ヶ月程度を目途に受けていただくようお願いします。
- 受付期間終了後の「不良度判定」調査のみの受付はいたしません。
- この申込みは、「不良度判定」の受付であり、補助金の交付が確約されるものではありません。



老朽化した空家を除却した土地の固定資産税の減免について

市では、老朽化した危険な空家を除却した場合、固定資産税を最長5か年度減免します。



対象要件

- ◎住宅用地特例の適用を受けている空家であること
- ◎所有者等の申請に基づき老朽危険空家と認定されたもの
- ◎空家除却後、その土地が営利目的で使用されていないもの
- ◎市税を滞納していないこと



事前調査

固定資産税の減免を受けるためには、空家の除却前に老朽危険空家の判定を受ける必要があります。 ※空家を除却してからは、老朽危険空家の判定を受けることができなくなりまので、除却前に必ず申請してください。

減免額

住宅用地特例を適用した場合の固定資産税額の差額(各年度算出)

減免期間

住宅用地特例が適用されなくなる年度から起算して5か年度(減免を受けようとする年度ごとに申請が必要です。)

※詳しくは右記2次元コードより市ホームページにて、または住宅課まで事前にご相談ください。



申込・問 市住宅課(市役所2階) ☎32・2120 / FAX32・7800
✉ juutaku@city.komatsushima.i-tokushima.jp

問 || お問い合わせ先